

証券コード 6881  
2021年6月8日

株主各位

長野県上伊那郡箕輪町大字三日町482番地1  
**株式会社キョウデン**  
代表取締役社長 森 清 隆

## 第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）の営業時間の終了時（午後5時15分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前11時
  2. 場 所 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1  
伊那プリンスホテル デビューテホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
  3. 会議の目的事項  
報告事項
    1. 第39期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第39期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件   |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇【連結計算書類】の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、【計算書類】の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyoden.co.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、会計監査人および監査役の監査の対象に含まれております。

〇株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにも、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

# 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く世界の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各国で社会経済活動が大きく制限され経済に深刻な影響を及ぼしました。わが国経済におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからず、経済活動が停滞を余儀なくされる中で、依然として厳しい状況が続いております。このような環境下のもと、当連結会計年度の売上高は前期比11.6%減の47,016百万円、営業利益は前期比8.1%増の2,366百万円、経常利益は前期比16.9%増の2,504百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比62.2%増の2,631百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (電子事業)

国内基板に関しましては、新型コロナウイルス感染症の影響による販売の低迷があり、国内電子事業全体において減収となりました。また海外基板事業に関しましても第3四半期より車載機器の急激な受注回復が続きましたが、第2四半期までの低迷を補填するまでには至らず減収となりました。なお、国内・海外ともに足元の受注環境は順調に回復してきております。このような環境下のもと、電子事業全体の売上高は前期比11.7%減の36,263百万円と減収となりました。セグメント利益は、減収下において生産効率の更なる改善や経費の削減活動による収益改善により前期比19.2%増の1,547百万円となりました。

#### (工業材料事業)

工業材料事業におきましては、前年度から続く米中貿易摩擦に新型コロナウイルス感染拡大が加わり、特に前半は自動車および鉄鋼関連産業の低迷の影響が大きく、例年は年度の後半に伸びる公共事業・建設関連向けも工事着工の繰り延べ傾向が顕著となりました。都市インフラ関連や原料仕入れ販売等一部の製品・商品に堅調なものもありましたが、全般に販売は伸びなかった一方で、経費の圧縮や減価償却費の減少が収益下支えに寄与しました。その結果、売上高は前期比11.2%減の10,753百万円、セグメント利益は前期比8.0%減の819百万円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,794百万円であり、その主なものは、生産効率化および品質向上を目的とした生産機械設備の増設であります。

③資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充當いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

摘要	2017年度 第36期	2018年度 第37期	2019年度 第38期	2020年度 第39期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	56,560	56,357	53,160	47,016
経常利益 (百万円)	3,179	3,971	2,142	2,504
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,307	3,036	1,621	2,631
1株当たり当期純利益(円)	46.45	61.11	32.64	52.96
総資産 (百万円)	44,375	47,288	45,502	47,846
純資産 (百万円)	14,727	17,202	18,775	20,771

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を第37期から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第36期に係る総資産の金額は組替え後の金額で表示しております。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

### ②親会社等との間の取引に関する事項

#### イ 取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等(当社主要株主およびその近親者)が所有する会社との間で「保険料の支払」「事務所等の賃借」等の取引を実施しておりますが、当該取引をするに当たっては、当該取引の必要性および取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

#### ロ 取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社は、独立社外取締役ならびに監査役から当社経営に対する適切な意見を得ながら、また、必要に応じ、当社と利害関係のない第三者より当該取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨の意見を得たうえで、取締役会において多面的な議論を経て、当該取引の実施の可否を決定しております。事業運営に関しては、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行をしており、上場会社としての独立性を確保しながら、適切に経営および事業活動を行っております。

#### ハ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の社外取締役の意見

該当事項はありません。

### ③重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
昭和KDE株式会社	百万円 2,820	% 100.0	硝子長繊維用原料、耐火物、混和材、農業原料の製造・販売
株式会社キョウデンプレジジョン	100	100.0	プレス、成形、板金、ユニット組立、基板実装組立
KYODEN (THAILAND) CO.,LTD.	百万タイバーツ 823	100.0 (100.0)	プリント配線板の製造・販売

(注) 当社の議決権比率の ( ) は、間接所有を示す内数であります。

### ④事業年度末日における特定完全子会社の状況

当社には該当する子会社はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ①電子事業

国内では、当社独自の「ワンストップソリューション」(プリント配線板の設計・製造・実装から意匠・機構部品加工・組立までを内製)の機能をベースに、引き続き国内の少量多品種領域における拡販やコスト競争力の強化および生産能力の増強を図ってまいります。海外ではタイ工場の多層基板の生産能力増強や品質改善に努めることにより収益力の強化に取り組んでまいります。

また、中期的には次世代通信規格(5G)を背景とした、基地局等のインフラ整備や車載市場におけるADAS搭載、IoT等、様々な分野で市場拡大が見込まれており、これらの市場に対する新製品の技術開発・製造技術体制の強化により技術競争力の向上を図り、効率的な投資を実施しながら試作分野からの取込・拡販を行い収益性の向上を目指してまいります。

### ②工業材料事業

既存商品の拡販、品質改良とコスト競争力の強化に継続的に努めるとともに、将来の基幹製品を育成すべく、長年培ってきた無機鉱物に関するノウハウと生産設備を活用した新販路の開拓・新製品の導入やシナジーの期待できる企業との提携による業容の拡大に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業内容	主要製品等
電子事業	プリント配線板設計・製造・実装、メカ・ユニット組立
工業材料事業	硝子長繊維用原料、耐火物、混和材、農業原料、各種金属・鉱産物等の加工

(6) 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)
当社	本社 : 長野県上伊那郡箕輪町 本部 : 東京都品川区 営業所 : 仙台、東京、中部 (名古屋市)、大阪 工場 : 本社、東北 (いわき市)、大阪 (泉大津市)
昭和KDE株式会社	本社 : 東京都品川区 工場 : 安芸津 (東広島市)
株式会社キョウデンプレジジョン	本社 : 静岡県伊豆の国市 工場 : 本社
KYODEN (THAILAND) CO.,LTD.	本社 : タイ王国チョンブリ 工場 : 本社

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業の種類別 セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
電子事業	2,087名	9名増
工業材料事業	265名	4名減
全社 (共通)	56名	3名減
合計	2,408名	2名増

(注) 全社 (共通) として、記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
928 (203) 名	2名増 (31名減)	44.1歳	9.7年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含んでおります。) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三井住友銀行	2,451百万円
株式会社横浜銀行	1,680百万円
株式会社八十二銀行	1,680百万円
シンジケート方式によるコミットメントライン (注)	1,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	920百万円

(注) 当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行11行とコミットメントライン契約をそれぞれ締結しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 200,000,000株
- ②発行済株式の総数 52,279,051株
- ③株主数 5,889名
- ④大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社クラフト	17,189千株	34.59%
橋本 浩	14,985千株	30.16%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	1,437千株	2.89%
株式会社商工組合中央金庫	907千株	1.82%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	709千株	1.42%
キョウデン従業員持株会	405千株	0.81%
株式会社三井住友銀行	332千株	0.66%
SMBC日興証券株式会社	322千株	0.64%
三宅 司郎	308千株	0.61%
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	300千株	0.60%

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,592,855株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況 (2021年3月31日現在)

- ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③現に発行している新株予約権  
該当事項はありません。



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況 (2021年3月31日現在)

氏 名	会社における地位、担当および重要な兼職の状況
森 清隆	代表取締役社長 昭和KDE(株) 取締役 (株)キョウデンプレジジョン 取締役
佐藤 周一	代表取締役副社長 (経営推進本部長)
山口 鐘畿	取締役 (技術開発本部長)
永沼 弘	取締役 (基板統括本部長)
渡邊 真樹	取締役 (総合企画室長)
上山 晃	取締役 (営業統括本部長)
長谷川 洋二	取締役 弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表、弁護士 タカノ(株) 取締役 (監査等委員)
北原 清	常勤監査役
細川 清史	監査役 伊那バス(株) 監査役
清水 純一	監査役

- (注) 1. 取締役長谷川洋二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役細川清史氏および清水純一氏は、いずれも社外監査役であります。
3. 監査役北原清氏は他社における監査役としての実績・経験から、監査役細川清史氏および清水純一氏は、金融機関における豊富な経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役長谷川洋二氏、監査役細川清史氏および清水純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役長谷川洋二氏および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役を1名選任しております。  
補欠監査役 佐藤 信祐

#### ② 役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、保険会社との間で、当社と会社法に基づく子会社全ての取締役 (当事業年度中に在任していた者を含む) を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

### ③取締役および監査役の報酬等

#### イ 役員報酬等の内容に関する方針等

当社は2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、委任を受けた代表取締役社長が社外取締役の助言を得たうえで決定したため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

#### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の業績や経営内容、個々の職責と実績、経済情勢等を総合的に勘案して、適正な水準とすることを基本方針とし、2021年2月10日現在において、業績連動報酬ならびに非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬、等）の採用は行わず、固定報酬のみで構成するものとする。役員報酬は株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役会にて担当職務、業績、貢献度、等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長が決定するものとする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 （報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、取締役の報酬限度額は、1996年6月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議されており、その範囲内とする。

#### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法に関する方針

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、社外取締役の助言を得たうえで決定するものとする。

#### ロ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	7名	81百万円	81百万円	－百万円	－百万円
監査役	3名	12百万円	12百万円	－百万円	－百万円
合 計	10名	93百万円	93百万円	－百万円	－百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 上記支給額のうち、社外取締役1名および社外監査役2名の報酬の合計額は基本報酬8百万円であり、  
 3. 取締役の報酬限度額は、1996年6月28日開催の定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。  
 4. 監査役の報酬限度額は、1997年6月28日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名です。  
 5. 取締役会は、代表取締役森清隆に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

④社外役員に関する事項  
イ 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と 当社との関係
社外取締役	長谷川 洋二	弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表、弁護士 タカノ(株) 取締役 (監査等委員)	当社は長谷川洋二氏が代表を務める弁護士法人長谷川洋二法律事務所との間で個別案件ごとに訴訟代理人を委任することがありますが、取引高は過去3事業年度の平均で年間10百万円を超えない金額と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えないものではないと判断しております。
社外監査役	細川 清史	伊那バス(株) 監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	清水 純一	該当事項はありません。	該当事項はありません。

ロ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	長谷川 洋二	当事業年度に開催された取締役会11回のすべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。また、監査役会に定期的に出席し、監査役との連携を図るとともに、経営トップとの意見交換を積極的に行っております。
社外監査役	細川 清史	当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会14回のすべてに出席し、長年にわたる金融機関における知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	清水 純一	当事業年度に開催された取締役会11回、監査役会14回のすべてに出席し、金融機関の経営者としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ①名称 有限責任監査法人トーマツ  
②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	76百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、KYODEN (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。
3. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社は、会計監査人に対して、非監査業務である新収益認識会計基準への対応に係る助言業務を依頼し、対価を支払っております。

#### ③会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その基本方針に基づき、次のとおり運用しております。

#### ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および当社グループの役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、コンプライアンス・ポリシー（企業行動理念）を定め、コンプライアンス委員会を中心とする研修等により、全役職員に周知徹底させております。

当社および当社グループの使用人から通報相談を受け付ける社内・社外(弁護士)の通報相談窓口(ホットライン)を設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱を防止しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応することとしております。

内部監査室が当社および当社グループの内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

重要な意思決定および報告に関する情報、文書の取扱は、「文書取扱規程」に基づき、保存媒体に応じ適切かつ確実に保存・管理するとともに、情報種別に応じ適切な保存期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持しております。

当社および当社グループの情報セキュリティについては、当社の情報システム部門が「情報システム管理規程」に基づきこれにあたっております。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、「リスクマネジメント規程」に基づき設置されたリスクマネジメント委員会の運用により対応しております。

各事業部門は、定期的にリスク調査結果をリスクマネジメント委員会へ報告し、リスクマネジメント委員会は重点管理リスクを、取締役会へ報告しております。

当社および当社グループの経営に重大な影響を与えるような事態が発生した場合は、当社の代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、必要な対策を実施し、損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復を図る体制をとっております。

当社および当社グループのリスク管理体制およびリスク管理の実施状況については、各社におけるリスク管理担当部署が当社のリスクマネジメント委員会と連携して行っております。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社および当社グループは、経営機能の強化および取締役会における経営意思決定の迅速化を図るとともに、事業執行機能を強化するため執行役員制度をとっております。取締役会は、経営戦略の策定および業務執行の監督機能の充実に努めております。

取締役会は、月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。

取締役会は、「経営計画管理規程」に従い、経営計画の進捗管理を行うとともに、取締役会の議事を充実させるよう経営会議において事前に検討を行い、効率的な業務の執行を図っております。

当社は、事業年度ごとの当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定め、その進捗を管理しております。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を実施しております。

当社グループの管理は、「関係会社管理規程」に従い当社経営推進本部長が統括し、当社グループと連携・調整を図り、協力してこれを行っております。

当社グループには、必要に応じて取締役または監査役として、当社の取締役または使用人を派遣し、業務の適正を確保しております。

当社グループにおける経営の健全性の向上および業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の取締役会への付議を行う体制になっております。

内部監査室は、当社および当社グループの内部監査を実施し、内部統制の有効性と妥当性を確保しております。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務諸表および財務諸表に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る外部報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を制定するとともに、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関し適切に運用しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人は、兼務として置き、監査役の指示に従いその職務を行っております。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の独立性を確保するため、監査役付の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る体制になっております。

監査役付の人事考課については、常勤監査役の意見を反映しております。

監査役付は、当社および当社グループの業務の執行に係る役職は兼務しておりません。

⑨取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制

代表取締役および業務の執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。

当社および当社グループの代表取締役および業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第各社の監査役に対し報告を行っております。

- ア. 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのあるもの。
- イ. 社内外へ環境、安全、衛生または製品において重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの。
- ウ. 企業行動基準、各種規程への違反で重大なもの。
- エ. その他上記ア～ウに準ずるもの。

内部監査室が実施した内部監査の結果については、遅滞なく監査役に報告しております。

当社グループの内部通報制度担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、直接もしくは各グループの取締役または監査役を通じて、当社監査役に対して報告しております。

当社および当社グループの取締役および使用人は、監査役が事業の報告を求めた場合、または業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ確に対応しております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に意見・情報の交換を行っております。

監査役は当社グループの監査役と定期的に意見・情報の交換を行っております。

監査役は会計監査人と定期的に意見・情報の交換を行っております。

⑪当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けております。このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

また、当社は会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うこととしており、当期の期末配当につきましては、前述の方針と2021年3月期の業績を踏まえ、1株につき10円とすることを2021年5月14日開催の取締役会において決議いたしました。

なお、次期の利益配当金につきましては、1株につき15円を見込んでおります。



# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>32,284</b>	<b>流動負債</b>	<b>17,414</b>
現金及び預金	8,680	支払手形及び買掛金	5,949
受取手形及び売掛金	13,388	電子記録債務	921
電子記録債権	2,485	短期借入金	3,600
商品及び製品	2,108	一年内償還予定の社債	240
仕掛品	2,176	一年内返済予定の長期借入金	2,654
原材料及び貯蔵品	3,041	リース債務	372
その他	532	未払法人税等	749
貸倒引当金	△130	賞与引当金	416
		その他	2,510
<b>固定資産</b>	<b>15,562</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,659</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(13,246)</b>	社債	240
建物及び構築物	3,867	長期借入金	5,411
機械装置及び運搬具	3,436	リース債務	828
土地	3,529	繰延税金負債	218
リース資産	1,324	役員退職慰労引当金	8
建設仮勘定	622	退職給付に係る負債	2,782
その他	467	その他	170
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(263)</b>	<b>負債合計</b>	<b>27,074</b>
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(2,051)</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	319	<b>株主資本</b>	<b>21,491</b>
繰延税金資産	1,268	資本金	4,358
その他	619	資本剰余金	4,174
貸倒引当金	△155	利益剰余金	13,450
<b>資産合計</b>	<b>47,846</b>	自己株式	△491
		その他の包括利益累計額	△810
		その他有価証券評価差額金	126
		為替換算調整勘定	△908
		退職給付に係る調整累計額	△28
		非支配株主持分	90
		<b>純資産合計</b>	<b>20,771</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>47,846</b>



# 連結損益計算書

( 自 2020年 4 月 1 日 )  
( 至 2021年 3 月 31日 )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		47,016
売上原価		39,016
売上総利益		8,000
販売費及び一般管理費		5,633
営業利益		2,366
営業外収益		
受取利息及び配当金	22	
受取賃貸料	16	
為替差益	139	
その他	144	323
営業外費用		
支払利息	78	
支払手数料	59	
その他	46	185
経常利益		2,504
特別利益		
固定資産売却益	1,474	1,474
税金等調整前当期純利益		3,978
法人税、住民税及び事業税	1,305	
法人税等調整額	26	1,331
当期純利益		2,647
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純利益		2,631

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>19,661</b>	<b>流動負債</b>	<b>10,214</b>
現金及び預金	4,870	支払手形	156
受取手形	673	買掛金	1,661
売掛金	6,480	電子記録債務	921
電子記録債権	2,188	短期借入金	2,300
商品及び製品	437	一年内償還予定の社債	240
仕掛品	860	一年内返済予定の長期借入金	2,654
原材料及び貯蔵品	561	リース債務	224
前払費用	148	未払金	314
短期貸付金	3,192	未払費用	623
未収入金	241	未払法人税等	593
その他	13	未払消費税等	205
貸倒引当金	△6	賞与引当金	205
<b>固定資産</b>	<b>14,844</b>	その他	112
<b>(有形固定資産)</b>	<b>(6,049)</b>	<b>固定負債</b>	<b>7,986</b>
建物	1,705	社債	240
構築物	50	長期借入金	5,411
機械及び装置	1,230	リース債務	517
車両運搬具	61	退職給付引当金	1,744
工具、器具及び備品	115	その他	73
土地	2,022	<b>負債合計</b>	<b>18,201</b>
リース資産	733	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	130	<b>株主資本</b>	<b>16,297</b>
<b>(無形固定資産)</b>	<b>(133)</b>	資本金	4,358
ソフトウェア	124	資本剰余金	4,174
その他	9	資本準備金	3,159
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>(8,661)</b>	その他資本剰余金	1,015
投資有価証券	25	<b>利益剰余金</b>	<b>8,257</b>
関係会社株式	7,289	利益準備金	125
破産更生債権等	21	その他利益剰余金	8,131
繰延税金資産	950	繰越利益剰余金	8,131
その他	529	<b>自己株式</b>	<b>△491</b>
貸倒引当金	△155	評価・換算差額等	6
<b>資産合計</b>	<b>34,505</b>	その他有価証券評価差額金	6
		<b>純資産合計</b>	<b>16,304</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>34,505</b>

# 損益計算書

(自 2020年 4月 1日  
至 2021年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		23,618
売上原価		19,882
売上総利益		3,735
販売費及び一般管理費		2,805
営業利益		930
営業外収益		
受取利息及び配当金	354	
受取賃貸料	16	
為替差益	91	
その他	50	512
営業外費用		
支払利息	56	
支払手数料	59	
その他	32	148
経常利益		1,294
特別利益		
固定資産売却益	1,474	1,474
税引前当期純利益		2,768
法人税、住民税及び事業税	885	
法人税等調整額	26	911
当期純利益		1,857

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社 キョウデン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 聡 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤野 竜 男 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キョウデンの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キョウデン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社 キョウデン  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
長野事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 聡 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 野 竜 男 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キョウデンの2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社キョウデン監査役会

常勤監査役 北原 清 ㊞

社外監査役 細川 清史 ㊞

社外監査役 清水 純一 ㊞

以上

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役7名選任の件

2021年4月30日をもって取締役1名が辞任し、本総会終結の時をもって現任の取締役6名全員は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

もり  
森

きよ  
清

たか  
隆

(1956年3月7日生)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当

1979年 4月 (株)愛工機器製作所入社  
1992年11月 当社入社  
1997年 4月 事業推進本部長  
2009年 6月 取締役事業推進本部長  
2013年 4月 取締役海外事業本部長  
2018年 4月 代表取締役社長 (現任)

所有する  
当社株式の数

300株

#### 重要な兼職の状況

(株)キョウデンプレジジョン 取締役

#### 取締役候補者とした理由

森清隆氏は、長年にわたり当社グループ電子事業の海外事業部門を指揮し、海外子会社の経営に携わるなど豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有しており、その経験を最高経営責任者の立場において発揮していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

やま  
山

ぐち  
口

かね  
鐘

き  
畿

(1966年9月25日生)

再任

#### 略歴、当社における地位および担当

1990年 4月 (株)神戸製鋼所入社  
2000年 4月 当社入社  
2007年 2月 KDGものづくり統括室長  
2008年 6月 取締役KDGものづくり統括室長  
2011年 6月 常務取締役製造本部長  
2012年 6月 代表取締役社長  
2018年 4月 取締役技術開発本部長 (現任)

所有する  
当社株式の数

13,900株

#### 重要な兼職の状況

—

#### 取締役候補者とした理由

山口鐘畿氏は、2012年6月に当社代表取締役社長に就任しておりましたが、現在はその知見を以て、次世代を見据えたプリント配線板などの技術開発活動に専念しております。また、これまでに培った経営全般に関する知識と経験により、当社の経営の意思決定および業務執行に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

なが  
永 ぬま  
沼ひろし  
弘

(1964年1月7日生)

再任

## 略歴、当社における地位および担当

1982年 4月 ㈱三協精機入社  
 1987年 1月 当社入社  
 2001年 4月 製造本部 P C B 製造部長  
 2011年 5月 取締役 T S P 製造本部長  
 2012年 10月 取締役製造本部長  
 2018年 4月 取締役基板統括本部長 (現任)

所有する  
当社株式の数

4,100株

## 重要な兼職の状況

-

## 取締役候補者とした理由

永沼弘氏は、長年にわたり当社グループ電子事業の製造部門を牽引してきた人物であり、国内外の子会社の経営に携わるなど豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

わた  
渡 なべ  
邊 まさ  
真 き  
樹

(1973年2月28日生)

再任

## 略歴、当社における地位および担当

1991年 4月 トーエイ電資㈱ (現当社) 入社  
 2018年 4月 当社 総合企画室長  
 2018年 6月 当社 取締役総合企画室長  
 2021年 5月 当社 取締役経営推進本部長 兼 総合企画室長 (現任)

所有する  
当社株式の数

一株

## 重要な兼職の状況

-

## 取締役候補者とした理由

渡邊真樹氏は、これまで積極的かつ幅広い事業展開を進めるにあたり重要な職責を果たしてきており、当社の企業価値向上に多大な貢献をしております。豊富な業務経験と知識を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

かみ やま あきら  
上 山 晃 (1973年7月19日生)

再任

## 略歴、当社における地位および担当

2000年 4月 グレイス住販㈱入社  
 2000年11月 当社入社  
 2015年 2月 KYODEN (THAILAND) CO.,LTD. Director  
 2020年 6月 当社 取締役営業統括本部長 兼 海外営業部長  
 2021年 4月 当社 取締役営業統括本部長(現任)

所有する  
当社株式の数

一株

## 重要な兼職の状況

-

## 取締役候補者とした理由

上山晃氏は、これまで当社グループ電子事業の営業業務に長く携わり、海外子会社の役員として経営に参画するなど海外事業部門において多大な貢献をしております。豊富な業務経験と高いマネジメント能力を有しており、当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

すが ぬま ひろ ゆき  
菅 沼 弘 幸 (1965年2月20日生)

新任

## 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 ロジテック㈱入社  
 1987年 7月 当社入社  
 2019年 1月 KYODEN (THAILAND) CO.,LTD. Managing Director  
 (現任)

所有する  
当社株式の数

4,120株

## 重要な兼職の状況

-

## 取締役候補者とした理由

菅沼弘幸氏は、これまで当社グループ電子事業の製造、生産技術、品質保証業務に長く携わり、海外子会社の役員として経営に参画するなど海外事業部門において多大な貢献をしております。豊富な業務経験と高いマネジメント能力を有しており、当社の取締役会の意思決定機能を強化することが期待されるため、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

は <sup>ながわ</sup> 長谷川 <sup>ひろし</sup> 洋 二 (1952年12月9日生)

再任

社外

独立

## 略歴、当社における地位および担当

所有する  
当社株式の数

1979年 3月 司法研修所卒業  
1979年 4月 西武セゾングループ社内弁護士  
1981年 4月 長野県弁護士会登録  
1991年11月 当社 監査役  
2015年 6月 社外取締役 (現任)

-株

## 重要な兼職の状況

弁護士法人長谷川洋二法律事務所 代表  
タカノ(株) 取締役 (監査等委員)

## 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長谷川洋二氏は、社外取締役ならびに社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と高い見識を有し、また当社の社外監査役としての経験から当社を深く理解していただいております。この見識と経験を活かし、経営判断におきまして高度かつ専門的な助言、指導等、またコーポレート・ガバナンスの強化を含めた当社の経営全般を監督いただけることを期待できることから、社外取締役としての業務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 長谷川洋二氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者長谷川洋二氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会の終結の時をもって6年であります。また、それ以前の同氏の当社の監査役 (社外監査役) としての在任期間は、23年7ヶ月であります。
4. 当社は、長谷川洋二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、同氏が原案どおりに選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は長谷川洋二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。同氏が原案どおりに選任された場合、当社は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社と会社法に基づく子会社全ての取締役 (当事業年度中に在任していた者を含む) を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年ごとに契約更新しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役北原清氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

<small>おお や ひろし</small> 大 矢 博 (1962年11月16日生)	新任
略歴、当社における地位	所有する 当社株式の数
1989年11月 当社 入社	
2015年 4月 情報システム部長	
2018年11月 当社 執行役員管理本部長	
2018年12月 当社 執行役員管理本部長 兼 総務部長	一株
2019年 9月 当社 執行役員総務部長 (現任)	
重要な兼職の状況	
—	
監査役候補者とした理由	

大矢博氏は、電子事業において設計、情報システム、総務と幅広い業務に長年従事し、当社事業に対する幅広い知識・知見と実績を有しております。その豊富な経験に基づいた多面的な視野を活かすことで、当社監査役としての業務を適切に遂行できるものと判断したため、新たに監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大矢博氏が原案どおりに選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2017年6月27日開催の第35回定時株主総会において補欠監査役に選任されました佐藤信祐氏の選任の効力が失効いたしますので、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

さ とう しん すけ 佐 藤 信 祐 (1977年1月19日生)		社外	補欠監査役候補者
略歴、地位		所有する 当社株式の数	
1999年 4月	朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入社		
2001年 4月	公認会計士登録		
2001年 7月	公認会計士・税理士勝島敏明事務所(現デロイトトーマツ税理士法人) 入所		
2005年12月	税理士登録		
2005年12月	公認会計士・税理士佐藤信祐事務所開設(現任)		一株
2017年 3月	TIGALA(株)(現(株)ZC) 社外取締役(現任)		
2018年 3月	(株)エンゼルフォレストリゾート 監査役		
2020年12月	(株)エンゼルグループ 取締役(監査等委員)(現任)		

#### 重要な兼職の状況

公認会計士・税理士佐藤信祐事務所

#### 補欠の社外監査役候補者とした理由

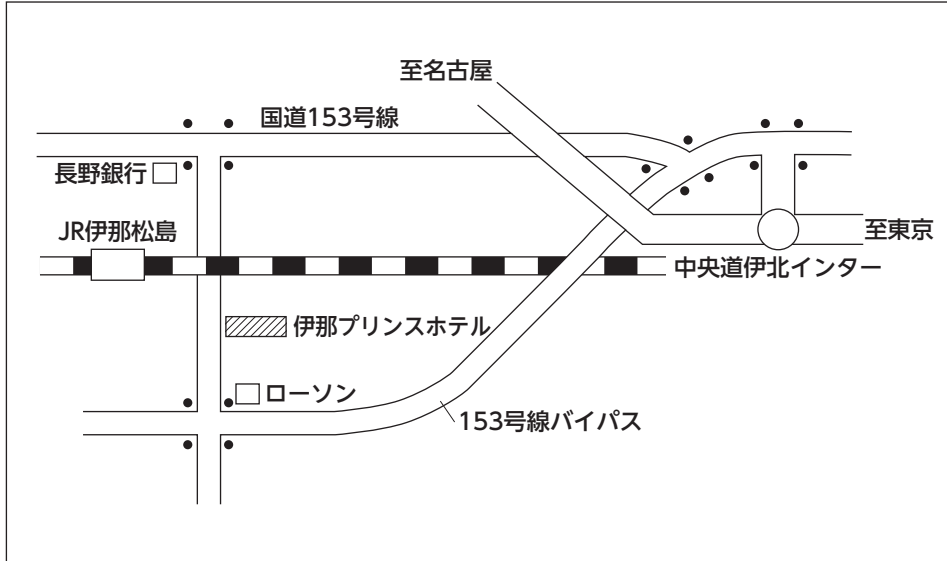
佐藤信祐氏は、社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士としての専門的な知識、ならびに企業会計に関する豊富な見識や経験を有していることから監査役としての業務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き補欠の社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤信祐氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 佐藤信祐氏が原案どおり選任され、かつ社外監査役に就任した場合には、当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 佐藤信祐氏が原案どおり選任され、かつ社外監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、善意でかつ重大な過失がないときには、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。
5. 補欠監査役を選任決議の有効期間は、当社定款第35条の規定に基づき、決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたしますが、監査役就任前に補欠監査役を選任決議を取り消す事由が生じた場合には、監査役会の同意を得たうえで、取締役会によりその決議を取り消すことができるものといたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8288番地1  
伊那プリンスホテル デビューテホール  
TEL 0265-79-0022



- J R 飯田線 伊那松島駅下車 徒歩7分
- 中央道伊北インターより車10分

- 新型コロナウイルスの感染が拡大しています。株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましてはご自身の体調をご確認のうえ、感染予防に配慮いただきますようお願いいたします。
- 事前に書面により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討ください。
- 株主総会当日は、当社運営スタッフがマスク着用で対応させていただく場合がございます。
- ご出席の皆様には、会場内にてマスクの着用をお願いする場合がございます。

